

## 規制シート

(別紙1)

平成27年2月27日

190200200220001

規制の名称	都市再生特別地区に定める容積率の最高限度(400%以上)	所管府省	国土交通省
根拠法令等	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号) 第36条第2項	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	都市局都市計画課 課長 榊 真一
規制目的	都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導すること		
規制内容の概要	都市再生特別地区に関する都市計画に定める建築物の容積率の最高限度は、400%以上とする。	関連する予算	—
規制の最近の改廃 経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革又 は新設する理由	都市再生特別地区は、都市の再生のため、特別な高度利用を図る地区であることから、容積率の最高限度を400%以上とすることとされている。 なお、低層建物や空地を設ける等、容積率を400%以上とする必要のない街区を組み合わせる場合については、当該街区は都市再生特別地区に含めず、再開発等促進区を定める地区計画等を活用するとともに、都市再生特別地区において、当該街区における取組を評価して容積率を定める等の対応も現行制度の運用により可能である。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する場 合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

## 規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

通知・通達等の名称(発信者等を含む。)	—
通知・通達等への委任の根拠となる法令の条項	—
通知・通達等が法令の委任の範囲に入る理由	—